

平成30年度 第1回宝達志水町文化財保護審議会

日 時：平成30年 5月28日（月） 午後 3時 ～
場 所：宝達志水町生涯学習センターさくらドーム 21
2階 セミナー室

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 平成30年度文化財保護事業について
 - (1) 国指定文化財関係
 - (2) 県指定文化財関係
 - (3) 町指定文化財関係
 - (4) 埋蔵文化財センター補助事業計画
 - (5) 地域学習への協力依頼について
- 5 平成30年度能登文化財保護連絡協議会について
開催地：羽咋市 開催時期：10月中旬（参考 H29 大会 10月17日）
- 6 平成30年度全国史跡整備市町村協議会北信越地区大会について
開催地：能登町 開催日：7月12日（木）、13日（金）
- 7 意見交換
- 8 閉会あいさつ（副会長）
- 9 町指定文化財見学 菅原地区 遍照寺、明専寺

【配付資料】

- | | |
|-----|-----------------------------|
| 資料1 | 宝達志水町文化財保護審議会委員名簿 |
| 資料2 | 宝達志水町文化財保護条例 |
| 資料3 | 平成29年度事業報告（2月審議会報告 再掲） |
| 資料4 | 平成30年度文化財保護事業報告 |
| 資料5 | 喜多家・岡部家入場者月別調、喜多家・岡部家入場料月別調 |
| 資料6 | 宝達志水町指定文化財一覧 |
| 資料7 | 宝達志水町文化財マップ |

宝達志水町文化財保護審議委員名簿

任期:平成29年4月1日～平成31年3月31日

役 職	氏 名	審議委員 在任期間	専 門	備 考 (職歴など)
会 長	出倉 一信	平成23年4月1日～	歴史・民俗	元高校教諭
副会長	村上 吉郎	平成17年4月1日～	中近世史 考古・文献	元高校教諭 県保護地区指導員(平成22年～)
委 員	山岸 恒明	平成17年4月1日～	植物 歴史・民俗	元高校校長
委 員	大窪 祐宣	平成17年4月1日～	宗教史 歴史・民俗	僧侶 県保護地区指導員(平成18年～)
委 員	秋田 喜憲	平成21年4月1日～	両生類	元小学校校長 県保護地区指導員(平成22年～)
委員	末森 潤	平成21年4月1日～	歴史・民俗	僧侶 元公民館職員
委 員	金山 憲勇	平成29年4月1日～	地質	元小学校校長

事務局

(平成29年4月～)
〒929-1343
羽咋郡宝達志水町小川ハ249番地1
宝達志水町埋蔵文化財センター内
宝達志水町教育委員会 生涯学習課 文化財室
TEL0767-28-5180
FAX0767-28-2483

室 長 村井 伸行
主 事 竹森 杏奈
臨時職員 平畠 秋枝

○宝達志水町文化財保護条例

平成17年 6 月29日

条例第167号

宝達志水町文化財保護条例（平成17年宝達志水町条例第92号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 指定文化財（第4条―第19条）

第3章 助言及び公開（第20条・第21条）

第4章 文化財保護審議会（第22条―第28条）

第5章 補則（第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、宝達志水町（以下「町」という。）の区域内にある文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって町民の文化的向上に資するとともに、郷土文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「文化財」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条の規定に基づき、法及び石川県文化財保護条例（昭和32年石川県条例第41号）の規定により指定された文化財以外のもののうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で本町にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で本町にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で本町民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で本町にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で本町にとって「芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で本町にとって学術上価値の高いもの
- (5) 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で本町民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの
- (6) 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

（財産権等の尊重及び他の公益との調整）

第3条 町は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 指定文化財

（指定）

第4条 宝達志水町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、本町の区域内にある文化財のうち重要なものを町指定有形文化財、町指定登録有形文化財、町指定無形文化財、町指定民俗文化財、町指定史跡、町指定名勝、町指定天然記念物又は町指定伝統的建造物群（以下「町指定文化財」と総称する。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者の同意を得なければならない。ただし、所有者が判明しない場合を除く。

- 3 無形文化財について、第1項の規定による指定をするときは、当該町指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定及び前項の規定による認定をするには、教育委員会はあらかじめ宝達志水町文化財保護審議会の意見を聴くものとする。
- 5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該町指定文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

（解除）

- 第5条 町指定文化財がその文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。
- 2 町指定文化財が県又は国の文化財指定を受けたときは、当該町指定文化財の指定は、解除されたものとする。
 - 3 無形文化財保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、町指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

（告示及び通知）

- 第6条 第4条の規定による指定又は前条の規定による解除をしたときは、教育委員会は、その旨を告示し、かつ、所有者に通知しなければならない。

（所有者の管理義務、管理責任者及び環境保全）

- 第7条 町指定文化財の所有者（無形文化財の保持者又は保持団体を含む。以下同じ。）は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、町指定文化財を管理しなければならない。
- 2 町指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該町指定文化財の管理の責めに任ずる者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。
- 4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。
- 5 教育委員会は、町指定文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を禁止し、又は制限することができる。
- 6 土地の所有者が古墳、旧跡その他の遺跡と認められるものを発見したときは、その現況を変更することなく発見した日から10日以内に、又はそれらと推定され得る土地を開墾し、若しくはその土地の上に工作物の建設をしようとするときは着手しようとする10日前までに、教育委員会にその旨を届け出なければならない。
- 7 周知の埋蔵文化財包蔵地を開墾し、又はその土地の上に工作物の建設をしようとするときは、着手しようとする60日前までに、教育委員会にその旨を届け出なければならない。

(所有者の変更等)

第8条 町指定文化財の所有者に変更があったときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 町指定文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所有者の変更に伴う権利義務の承継)

第9条 町指定文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該町指定文化財に関し、この条例に基づいて行う町の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該町指定文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(滅失、き損等)

第10条 町指定文化財の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗難にあったときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第11条 町指定文化財の所在する場所を変更したときは、所有者又は管理責任者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、一時的な変更である場合は、この限りでない。

(管理又は修理の補助)

第12条 町指定文化財の管理又は修理に多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、町は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、町は、その補助の条件として、当該管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第13条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、町は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関し条例又は教育委員会規則に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第14条 教育委員会は、町指定文化財の管理が適当でないため町指定文化財が滅失し、き損し、又は盗難のおそれがあると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 教育委員会は、町指定文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者に対しその修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 前2項の規定による勧告に基づいて行う措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を町が補助することができる。
- 4 前項の規定により町が費用の全部又は一部を補助する場合の補助金については、第12条第2項、同条第3項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第15条 町が修理又は管理に必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき、第12条第1項又は前条第3項の規定により補助金を交付した町指定文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助による修理等が行われた後当該町指定文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の額から当該修理等が行われた後当該町指定文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を町に納付しなければならない。

- 2 補助に係る修理等が行われた後当該町指定文化財を町に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、町は、前項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第16条 町指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については教育委員会規則で定める範囲の維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置を採る場合、又は保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

- 2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

- 3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

第17条 町指定文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第12条第1項の規定による補助金の交付、第14条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 町指定文化財の保護上、必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の規定による届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言を与えることができる。

(保存)

第18条 町指定無形文化財で、保存のための措置が必要と認めるときは、町は、その保存に当たることを適当と認める保持者又は保持団体について、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合の補助金については、第12条第2項、同条第3項及び第13条の規定を準用する。

(調査)

第19条 教育委員会は、必要があると認めるときは、町指定文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該町指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

- 2 教育委員会は、町指定文化財の指定をしようとするときは、所有者の同意を得て立入調査を行うことができる。

第3章 助言及び公開

(助言)

第20条 教育委員会は、町指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることが適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言をすることができる。

(公開)

第21条 教育委員会は、町指定文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、町
その他教育団体の行う公開の用に供するため当該町指定文化財を出品することを
勧告することができる。

2 教育委員会は、町指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、1月以内の期間
を限って、当該町指定無形文化財の公開を勧告することができる。

3 第1項の規定による出品のために要する費用及び前項の規定による公開のため
に要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を町が補助することができる。

4 教育委員会は、第1項の規定により町指定文化財が出品されたときは、その職員
のうちから当該町指定文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

第4章 文化財保護審議会

(設置)

第22条 教育委員会に宝達志水町文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置
く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存、保護及び活用に関する重要
事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第23条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第24条 委員は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱す
る。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と
する。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は非常勤とし、別に定める費用弁償を支給する。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査員)

第27条 審議会に調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 調査員は、会長の命を受け、特別の事項に関する調査について、委員を補佐する。
- 4 調査員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(雑則)

第28条 この章に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 補則

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の宝達志水町文化財保護条例の規定により、指定された町指定文化財は、改正後の宝達志水町文化財保護条例（以下「新条例」という。）第4条の規定により、指定されたものとみなす。
- 3 新条例の施行の際、現に審議会の委員に委嘱されている者は、新条例第24条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日をもって、審議会の委員に委嘱されたものとみなす。

○ 平成 30 年度文化財保護事業について

(1) 国指定文化財関係

重要文化財 喜多家

- ・公開管理委託業務 引き続き町シルバー人材センターに業務委託実施。
 - ・公開時間 上期 4 月～11 月、3 月 午前 9 時 00 分～午後 4 時 45 分
下期 12 月～ 2 月 午前 9 時 00 分～午後 3 時 45 分
 - ・防犯防火機械警備 → 北陸総合警備保障に業務委託〈5 年契約〉
 - ・消防防災設備点検 → 業者に業務委託
 - ・浄化槽設備保守 → 業者に業務委託
 - ・敷地（重要文化財）管理
 - ・施設管理－地域整備課への作業依頼並びに、文化財室で年数回の草刈りを実施
重文敷地内の枯死樹木等の処理 → 枯死クルミの早期伐採撤去を行う。
樹木管理（剪定・消毒・雪吊り等）→ 押水グリーンセンターに業務委託
雪囲い → 町シルバー人材センターに業務委託
- ◇ 観光事業者による 3 月から 11 月までの来場依頼。
- ◇ 能登ふるさと博への協力

史跡 散田金谷古墳＜県指定石棺含む＞

古墳墳丘及び周辺の草刈りを地域整備課に依頼・実施。
事前申請に限り古墳入り口門扉を解錠。

(2) 県指定文化財関係

建築物：岡部家

- ・公開管理委託業務 町シルバー人材センターに業務委託実施。
 - ・公開時間 喜多家に同じ
 - ・防犯防火機械警備 → 北陸総合警備保障に業務委託
 - ・消防防災設備点検 → 業者に業務委託
 - ・浄化槽設備保守 → 業者との業務委託
 - ・庭園管理 → 植宗園（金沢市）に業務委託。
降雪による被害灯籠の復旧、庭園地下排水路の復旧。
 - ・文化財防火訓練の実施対象
- ◇ 能登ふるさと博への協力

史跡：末森城跡、御館館跡管理

来場者の利便のため、シルバー人材センターに委託し、年 2 回の草刈りを実施。
末森城来場者用のパンフレットスタンド用、地図（縄張）記載のパンフ 5,000 部を作成設置する。

天然記念物：ゼンショウジキクザクラ

県央農林事務所 千木課長【樹木医】より指導を得る。

◇ H30.3月雪害による枝折れ除去実施。【出倉林業】

(3) 町指定文化財関係

史跡・名勝：臼が峰、御上使往来の下草刈りをシルバー人材センターに委託。

※雪害による倒木処理を所司原区で実施。

◇「村御印」の文化財指定地区要望に対応して、調査手続きを進める。

(4) 埋蔵文化財センター

◇補助事業計画について

- ・国庫補助事業申請に向けた文化庁ヒアリングを6月に受ける。
- ・9月までに国庫補助事業申請手続きを進め、平成31年度予算に計上、議会説明のうえ、1月中に申請する。
- ・2月中には、事前着工許可を含めた事務処理を行い、4月中に事業入札が可能な状況に進める。
- ・平成31年度改修完了後には、改修完了の開設式【県文化財課出席依頼】を実施予定。

◇普及啓発事業について

- ・県埋文センター出前事業等の協力、町公民館との共同事業の実施。
- ・7月～8月中に収集遺物の整理作業を実施予定。

(5) 地域学習への協力依頼について

◇ 各小中学校からの要請があればお願いしたい。

平成29年度 岡部家入場者集計表

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
一般大人	42	21,000	55	27,500	39	19,500	30	15,000	31	15,500	46	23,000	38	19,000	37	18,500	8	4,000	3	1,500	7	3,500	14	7,000	350	175,000
外国人大人																										
一般子供					1	200	2	400	1	200			1	200											5	1,000
外国人子供																										
団体大人																										
団体子供																										
障害者大人	4	800	2	400					1	200	2	400	1	200											10	2,000
障害者子供																										
減免大人					1		1				2		38				1								43	
減免子供							1				1														2	
合 計	46	21,800	57	27,900	41	19,700	34	15,400	33	15,900	51	23,400	78	19,400	37	18,500	9	4,000	3	1,500	7	3,500	14	7,000	410	178,000

	年 計	
	人数	金額
一般大人	350	175,000
外国人大人		
一般子供	5	1,000
外国人子供		
団体大人		
団体子供		
障害者大人	10	2,000
障害者子供		
減免大人	43	
減免子供	2	
合 計	410	178,000

構成比	
人数	金額
85.37%	98.31%
1.22%	0.56%
2.44%	1.12%
10.49%	
0.49%	
100.00%	100.00%

全 体 入 場	大人	98.29%
	子供	1.71%
	外国人	

平成29年度 喜多家入場者集計表

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
一般大人	138	69,000	152	76,000	120	60,000	53	26,500	90	45,000	92	46,000	137	68,500	74	37,000	31	15,500	9	4,500	13	6,500	70	35,000	979	489,500
外国人大人	11	5,500	12	6,000			1	500	4	2,000	1	500			10	5,000	4	2,000			1	500	2	1,000	46	23,000
一般子供	6	1,200	3	600	2	400			5	1,000	1	200									1	200	1	200	19	3,800
外国人子供	2	400							2	400															4	800
団体大人			53	21,200			50	20,000			260	104,000	529	211,600	227	90,800							128	51,200	1,247	498,800
外国人団体																										
団体子供											20	2,000													20	2,000
障害者大人	3	600	3	600	2	400	2	400	3	600	5	1,000	1	200	2	400	1	200					2	400	24	4,800
障害者子供																										
減免大人			3		2		1		2				2		1		3						11		25	
減免子供	1		1		1						1														4	
合 計	161	76,700	227	104,400	127	60,800	107	47,400	106	49,000	380	153,700	669	280,300	314	133,200	39	17,700	9	4,500	15	7,200	214	87,800	2,368	1,022,700

	年 計	
	人数	金額
一般大人	979	489,500
外国人大人	46	23,000
一般子供	19	3,800
外国人子供	4	800
団体大人	1,247	498,800
外国人団体		
団体子供	20	2,000
障害者大人	24	4,800
障害者子供		
減免大人	25	
減免子供	4	
合 計	2,368	1,022,700

構成比	
人数	金額
41.34%	47.86%
1.94%	2.25%
0.80%	0.37%
0.17%	0.08%
52.66%	48.77%
0.84%	0.20%
1.01%	0.47%
1.06%	
0.17%	
100.00%	100.00%

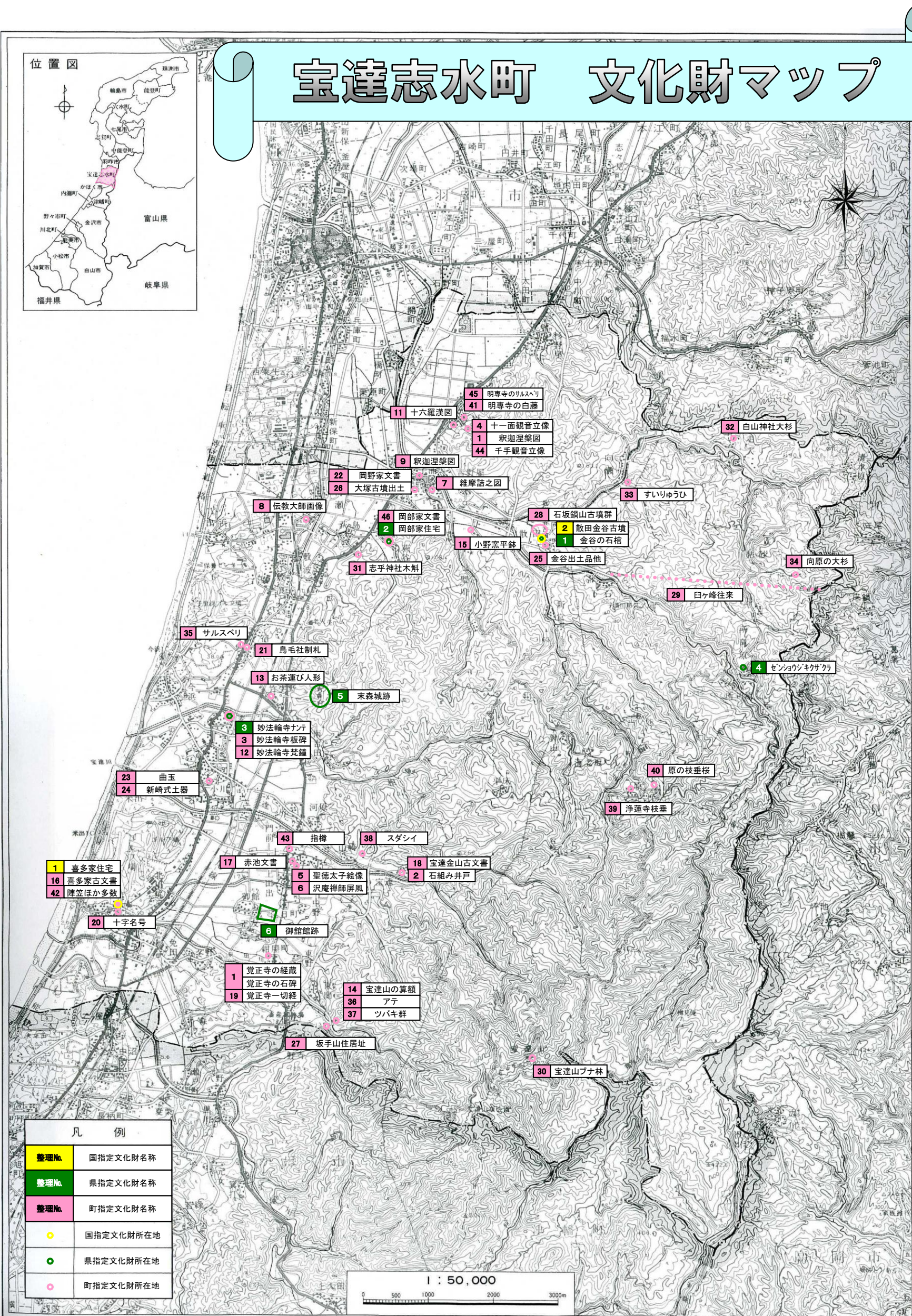
全体入場	大人	96.07%
	子供	1.82%
	外国人	2.11%

宝達志水町指定文化財一覧

平成30年 4月 1日 現在

整理No.	種別	名 称	員 数	所 有 者	管 理 者	所 在 地	指 定 年 月 日
【国指定文化財】							
1	重 要 文 化 財	「喜多家住宅」表門・主屋・道具倉	3棟	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ヲ4ー1	S46.12.28
		「喜多家住宅」味噌倉・敷地	1棟			北川尻ヲ4ー1、1ー1	S58.6.2
2	史 跡	散田金谷古墳	1基	飛龍氏 他1名 宝達志水町	宝達志水町	散田ナ107	S57.1.16
【石川県指定文化財】							
1	考 古 資 料	金谷の石棺		飛龍氏 宝達志水町	宝達志水町	散田ナ107	S35.5.27
2	建 造 物	岡部家住宅	1棟	宝達志水町	宝達志水町	荻谷ニ42	S47.1.25
3	天 然 記 念 物	妙法輪寺のナンテン		妙法輪寺	妙法輪寺 ＜県治療事業経過ー町＞	麦生ニ196	S58.5.10
		ゼンショウジキクザクラ（善正寺の菊桜）		善正寺	善正寺 ＜県職OB＞	所司原テ30ー1	S58.5.10
5	史 跡	末森城跡		鮎井氏 他9名	宝達志水町	南吉田末森1番地他	H3.10.4
6		御館館跡		御館区長外71名	宝達志水町	御館カ、ヨ、ワ、参三日町口、老の236筆	H18.4.7
【宝達志水町指定文化財】							
1	建 造 物	覚正寺の経蔵	1棟	覚正寺	覚正寺	紺屋町(正友リ129)	H17.3.1
2	建 造 物	覚正寺の石碑	1基	覚正寺	覚正寺	紺屋町(正友リ129)	H17.3.1
3	建 造 物	石組み井戸	1基	谷光一夫	谷光一夫	宝達口93	H17.3.1
4	彫 刻	妙法輪寺の板碑	7基	妙法輪寺	妙法輪寺	麦生ニ196	H17.3.1
5	彫 刻	木造十一面観音立像	1軀	遍照寺	遍照寺	菅原サ6	H17.3.1
6	彫 刻	木造千手観音立像	1軀	遍照寺	遍照寺	菅原サ6	H19.11.29
7	絵 画	聖徳太子の絵像	1面	光照寺	光照寺	上田カ175甲	H17.3.1
8	絵 画	伝 沢庵禅師の屏風	2曲1双	光照寺	光照寺	上田カ175甲	H17.3.1
9	絵 画	絹本着色十六羅漢図	双幅	永野 幸子	永野 幸子	菅原テ92	H17.3.1
10	絵 画	紙本淡彩維摩詰之図	1幅	専勝寺	専勝寺	子浦ソ104	H17.3.1
11	絵 画	絹本着色伝教大師画像	1幅	専勝寺	専勝寺	柳瀬ト25	H17.3.1
12	絵 画	紙本着色釈迦涅槃図	1幅	遍照寺	遍照寺	菅原サ6	H17.3.1
13	絵 画	紙本着色釈迦涅槃図	1幅	唯徳寺	唯徳寺	子浦レ31	H17.3.1
14	工 芸 品	宝達山の算額	1面	手速比咩神社	手速比咩神社	東間ヲ2	H17.3.1
15	工 芸 品	妙法輪寺の梵鐘	1口	妙法輪寺	妙法輪寺	麦生ニ196	H17.3.1
16	工 芸 品	お茶運び人形	1軀	山田 忠男	山田 忠男	竹生野ホ40	H17.3.1
17	工 芸 品	小野窯平鉢	1鉢	山岸 恒明	山岸 恒明	散田50	H17.3.1
18	古 文 書	喜多家古文書		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ヲ4	H17.3.1
19	古 文 書	赤池文書	1通	赤池 嘉久	赤池 嘉久	上田カ206	H17.3.1
20	古 文 書	覚正寺の一切経		覚正寺	覚正寺	紺屋町(正友リ129)	H17.3.1
21	古 文 書	鳥毛社制札	1通	西照寺	西照寺	宿192	H17.3.1
22	古 文 書	宝達金山古文書	(2通)	宝達区長	宝達区長	宝達	H17.3.1
23	古 文 書	岡野家文書		宝達志水町	宝達志水町	宝達志水町埋蔵文化財センター	H17.3.1
24	古 文 書	十字名号	1幅	浄願寺	浄願寺	北川尻ナ28	H17.3.1
25	古 文 書	岡部家文書		宝達志水町	宝達志水町	荻谷ニ42	H21.3.13
26	考 古 資 料	曲玉（硬玉）		宝達志水町	宝達志水町	宝達志水町埋蔵文化財センター	H17.3.1
27	考 古 資 料	新崎式土器		宝達志水町	宝達志水町	宝達志水町埋蔵文化財センター	H17.3.1
28	考 古 資 料	大塚古墳出土品		宝達志水町	宝達志水町	宝達志水町埋蔵文化財センター	H17.3.1
29	考 古 資 料	散田金谷古墳出土品 及び 石坂鍋山1号墳出土品		成正寺	成正寺	散田75	H17.3.1

整理No.	種別	名 称	員 数	所 有 者	管 理 者	所 在 地	指 定 年 月 日
30	史 跡	坂手山縄文時代住居址		石川県	宝達志水町	紺屋町	H17.3.1
31	史 跡	石坂鍋山古墳群		宝達志水町	宝達志水町	石坂山 リ280外31筆	H17.3.1
32	史跡・名勝	臼ヶ峰往来（文化庁「歴史の道百選」）		宝達志水町	宝達志水町	下石・所司原・見砂	H17.3.1
33	天 然 記 念 物	宝達山ブナ林		上田区入会 宝達志水町	宝達志水町	上田外11字入会9字	H17.3.1
34	天 然 記 念 物	向原の大杉		山口 克人	山口 克人	見砂ト281	H17.3.1
35	天 然 記 念 物	志乎神社の木斛（もっこく）		志乎神社	志乎神社 宝達志水町	荻島、荻谷、敷波入会地14-1	H17.3.1
36	天 然 記 念 物	白山神社の大杉		白山神社	白山神社	走入ホ58	H17.3.1
37	天 然 記 念 物	明覚寺のすいりゅうひば		明覚寺	明覚寺	向瀬リ36	H17.3.1
38	天 然 記 念 物	サルスベリ		岡野 正喜	岡野 正喜 宝達志水町	宿162	H17.3.1
39	天 然 記 念 物	スダシイ		金崎神社	金崎神社	山崎ハの71	H17.3.1
40	天 然 記 念 物	アテ		手速比咩神社	手速比咩神社	東間ラ2	H17.3.1
41	天 然 記 念 物	ツバキ群		手速比咩神社	手速比咩神社	東間ラ2	H17.3.1
42	天 然 記 念 物	浄蓮寺の枝垂桜		浄蓮寺	浄蓮寺 宝達志水町	原58	H17.3.1
43	天 然 記 念 物	原の枝垂桜		森田 稔	森田 稔 宝達志水町	原ル215	H17.3.1
44	天 然 記 念 物	明専寺の白藤		明専寺	明専寺	菅原エ87	H17.3.1
45	天 然 記 念 物	明専寺のサルスベリ		明専寺	明専寺	菅原エ87	H21.3.13
46	天 然 記 念 物	ホクリクサンショウウオ【種】		宝達志水町	宝達志水町	町内	H27.3.3
47	民 俗 文 化 財	陣笠	1	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
48	民 俗 文 化 財	陣羽織	1	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
49	民 俗 文 化 財	裱（かみしも）	1	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
50	民 俗 文 化 財	裱（かみしも）	1	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
51	民 俗 文 化 財	肩衣		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
52	民 俗 文 化 財	印籠		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
53	民 俗 文 化 財	携帯厨用具		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
54	民 俗 文 化 財	火縄		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
55	民 俗 文 化 財	矢櫃（やびつ）		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
56	民 俗 文 化 財	馬の鞍		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
57	民 俗 文 化 財	龕灯（がんどう）		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
58	民 俗 文 化 財	行灯（あんどん）		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
59	民 俗 文 化 財	手燭小灯	2点	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
60	民 俗 文 化 財	手燭手点	2点	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
61	民 俗 文 化 財	小田原提灯		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
62	民 俗 文 化 財	藏提灯		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
63	民 俗 文 化 財	寝室用喫煙用具		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
64	民 俗 文 化 財	鏡		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
65	民 俗 文 化 財	耳盥（みみだらい）		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
66	民 俗 文 化 財	櫓時計（やぐらどけい）		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
67	民 俗 文 化 財	蘭引（らんびき）		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
68	民 俗 文 化 財	木製薬研		宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
69	民 俗 文 化 財	警棒	1本	宝達志水町	宝達志水町	北川尻ラ4-1、1-1	H17.3.1
70	民 俗 文 化 財	指樽（さしだる）		松浦家	松浦	上田サ153	H17.3.1



※数字は整理番号であって、町文化財指定番号ではありません。

〈国指定文化財〉	〈県指定文化財〉	〈町指定文化財〉
1. 喜多家住宅 表門・主屋・道具倉・味噌蔵・敷地	1. 金谷の石棺	1. 覚正寺の経蔵・石碑
2. 散田金谷古墳	2. 岡部家住宅	2. 石組み井戸(谷光一夫)
	3. 妙法輪寺ナンテン	3. 妙法輪寺の板碑
	4. ゼンショウジキクザクラ(善正寺の菊桜)	4. 木造十一面観音立像(遍照寺)
	5. 末森城跡	5. 聖徳太子の絵像(光照寺)
	6. 御館館跡	6. 伝 沢庵禅師の屏風(光照寺)
		7. 紙本淡彩維摩詰之図(専勝寺)
		8. 絹本着色伝教大師画像(専勝寺)
		9. 紙本着色釈迦涅槃図(唯徳寺)
		10. 紙本着色釈迦涅槃図(遍照寺)
		11. 絹本着色十六羅漢図(永野幸子)
		12. 妙法輪寺の梵鐘
		13. お茶運び人形(山田忠男)
		14. 宝達山の算額(手速比咩神社)
		15. 小野窯平鉢(山岸恒明)
		16. 喜多家古文書(喜多家資料館)
		17. 赤池文書(赤池嘉久)
		18. 宝達金山古文書(押水図書館)
		19. 覚正寺の一切経
		20. 十字名号(浄願寺)
		21. 鳥毛社制札(西照寺)
		22. 岡部家文書(押水図書館)
		23. 曲玉(押水図書館)
		24. 新崎式土器(押水図書館)
		25. 散田金谷古墳出土品及び石坂鍋山1号墳出土品(成正寺)
		26. 大塚古墳出土品(協業センター)
		27. 坂手山縄文時代住居址
		28. 石坂鍋山古墳群
		29. 白ヶ峰往來
		30. 宝達山ブナ林
		31. 志平神社の木斛
		32. 白山神社の大杉
		33. 明覚寺のすいりゅうひ
		34. 向原の大杉(山口克人)
		35. サルスベリ(岡野正喜)
		36. アテ(手速比咩神社)
		37. ツバキ群(手速比咩神社)
		38. スダシイ(金崎神社)
		39. 浄蓮寺の枝垂桜
		40. 原の枝垂桜(森田稔)
		41. 明専寺の白藤
		42. 陣笠など多数(喜多家、資料館)
		43. 指樽(松浦正)
		44. 木造千手観音立像(遍照寺)
		45. 明専寺のサルスベリ
		46. 岡部家文書
		47. ホクリクサンショウウオ【種】 (範囲を定めず)

